

# 民法（債権関係）の改正と不真正連帯債務

松岡久和\*

## 目次

- 一 はじめに
- 二 連帯債務に関する民法（債権関係）の改正の概要
- 三 問題状況と分析
- 四 立法過程の検証
- 五 求償要件
- 六 おわりに

## 一 はじめに

本稿は、2020年4月1日に施行された民法（債権関係）改正（平成29年法律第44号）<sup>1)</sup>が従来の不真正連帯債務に関する議論にどのように影響するの  
かを論じるものである。

## 二 連帯債務に関する民法（債権関係）の改正の概要

### 1 改正前の状況

#### (1) 絶対的効力事由の問題点と不真正連帯債務概念

連帯債務に関する改正前民法の規定は、主観的共同関係に基づく連帯の

---

\* まつおか・ひさかず 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 本稿では、この民法（債権関係）の改正をたんに「改正」、この改正の対象となった民法を「改正前民法」と略す。また、改正前後を問わず民法の規定は条数だけで示し、改正前民法の規定は「旧\*\*条」のように表記する。改正の前後で条数が変わらないものは、その内容に修正がされていても、原則として現行規定の条数で示すことにする。

特約がある場合を典型としていた。そのような主観的共同関係がなく、多数の債務者が同一内容の給付について全部の履行をしなければならない場合については、特別の規定はなく、一人が弁済すれば他の債務者もその限りで責任を免れる点では連帯債務の中に含まれると解された<sup>2)</sup>。

連帯債務に関する規律のうち、とりわけ、連帯債務者の一人について生じた事由が他の連帯債務者の債務に影響する絶対的効力事由は、広すぎると批判されてきた。以下では、 $S_1$  と  $S_2$  が  $G$  に対する100万円の連帯債務を負い、その負担部分は均等というきわめて簡略な例を用いて説明や検討をする。①  $S$  らの債務に期限の定めのない場合において、 $G$  が  $S_1$  に対してのみ履行を請求すると、 $S_2$  は、請求を受けたことを知らなくても、履行遅滞に陥り、その債務の消滅時効が中断した(旧434条・412条3項及び旧147条1号等)。②  $G$  が  $S_1$  と和解して、債務の一部の30万円の弁済を受け、残額の債務を免除する、という合意をした場合<sup>3)</sup>、弁済により連帯債務額が70万円に縮減するだけでなく、 $S_1$  の負担部分残額20万円の限度で  $G$  の  $S_2$  に対する債務が消滅し、 $G$  は  $S_2$  に対して50万円しか請求できなかった(旧437条)。この結果は、 $S_2$  の責任を免責する意図を持たずに和解をした  $G$  の通常の意味に反する。③  $S_1$  の債務について消滅時効が完成した場合、その負担部分について  $S_2$  も債務を免れ、 $G$  は  $S_2$  に対して50万円しか請求できなくなった(旧439条)。この結果は、消滅時効の援用の相対効(145条)と整合しない。以上の①～③の場合の不都合は、連帯債務全般に問題になることだが、不法行為に基づき発生する連帯債務につき顕著であった。不

---

2) 明治民法(明治29年法律第89号)の立法時の議論につき整理した前田達明監修『史料債権総則』(成文堂、2010年)190-267頁、とくに190-191頁[高橋眞]。潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社、2017年)584頁・611頁注123は、明治民法の連帯債務規定は共同連帯だけに適用が限定されていたとするが、起草者は、連帯債務の根拠として代理関係を不要としたため、共同不法行為によっても連帯債務が生じるとして広い連帯債務概念を採用した。法典調査会民法議事速記録41巻115丁裏-117丁裏[穂積陳重の起草趣旨説明]及び138丁表[梅謙次郎]。https://dl.ndl.go.jp/infondljp/pid/1367568、コマ番号119-121・141。

3) 和解契約そのものは改正の前後を通じて当事者間の相対効しかない。

法行為の場合には、連帯債務者Sらに主観的共同関係がなく、Sらの負担部分がGにとって明らかでないことが多く、S<sub>2</sub>の存在すらGに知れていないこともあるからである。

こうした問題に対して、判例・通説は、法律の規定によって生じる連帯債務のうち債務者間に密接な主観的共同関係がない場合には、絶対的効力事由に関する規定がそのままでは適用されない（これを「不真正連帯債務」あるいは「全部義務」と呼んだ）<sup>4)</sup>として、不都合を回避してきた。具体的には、上記の各場合において、債務が不法行為により生じたときは、S<sub>2</sub>は遅滞に陥らず、消滅時効は中断しない<sup>5)</sup>（①の場合）。S<sub>2</sub>に影響するのは30万円の弁済のみであり、債務の免除はS<sub>2</sub>には影響せず、GはS<sub>2</sub>に70万円を請求できる<sup>6)</sup>（②の場合）。消滅時効もS<sub>2</sub>に影響しないとして、GはS<sub>2</sub>には100万円の請求ができる<sup>7)</sup>（③の場合）。さらに、④債権者と債務者の混同も自動車損害賠償保障法3条に基づく損害賠償請求権には影響しないとしたもの<sup>8)</sup>などがある。

4) 不真正連帯債務の概念自体が変遷しており、改正前においてもこの概念を不要とする見解が学説では有力になっていた。潮見・前掲注2) 581-586頁、中田裕康『債権総論 [第4版]』(岩波書店, 2020年) 547-549頁。

5) これに類する事例につき、最判昭57・3・4判時1042号87頁（共同不法行為者の一人に対する訴えは、他の共同不法行為者の債務の時効を中断しない。ただし、共同不法行為自体が否定されているので傍論）。

6) これに類する事例につき、最判昭45・4・21判時595号54頁（使用者責任は被用者の損害賠償債務と不真正連帯の関係に立ち、前者につき和解等がされても、現実の弁済がない限り、後者の債務に影響がないとする）、最判昭48・2・16民集27巻1号99頁（電鉄会社との和解による免除は、国道管理についての国家賠償法上の国の責任に影響しない。ただし、連帯債務でないという理由づけをしている）、最判平6・11・24判時1514号82頁（婚姻中の不貞行為につき離婚時の免除は不貞行為の相手方の責任に影響しない）。最判平10・9・10民集52巻6号1494頁は、従業員と第三者が共謀して損害を加えた場合において、不真正連帯債務として被害者と第三者の間の和解と残債務の免除は、相対効が原則だが、免除の意思次第で使用者の損害賠償債務をも免除する効力が生じうるとする。

7) これに類する事例につき、大判昭12・6・30民集16巻1285頁（被用者に対する損害賠償債権の消滅は使用者の損害賠償債務に影響しない。ただし、まだ不真正連帯債務という理由づけは用いられていない）。

8) 最判昭48・1・30判時695号64頁（使用人の運転による交通事故で両親と姉が死亡

## (2) 不真正連帯債務と求償

不真正連帯債務の場合には、かつては当然には求償関係を生じないとされていたが<sup>9)</sup>、判例は、共同不法行為の場合、共同不法行為者の過失の割合にしたがって負担部分が定められるとした<sup>10)</sup>。不法行為の競合の場合にも同様に考えられ、その後、判例は、そのような理解を前提に、自己の負担部分を超過して被害者に損害を賠償したときは求償ができるとした(以下、「負担部分超過型求償」という)<sup>11)</sup>。真正の連帯債務の場合の判例準則は、弁済額が負担部分を超過しなくても求償ができるとするもの(以下「負担割合型求償」という)であったから<sup>12)</sup>、不真正連帯債務ではこの点も異なる基準が形成されていた。

## 2 改正の要点

改正では細かな修正がいろいろされているが、本稿のテーマに関連すると思われる重要なものに絞ってまとめておく。

### ① 連帯債務の成立要件の明示

連帯債務の成立要件が「債務の目的がその性質上可分である場合におい

---

ゝし、自らも負傷した原告が、自動車は無償で貸した所有者の保険会社を被告としてした保険金支払請求につき、両親も運行供用者として責任を負いその死亡により債権債務が混同しても影響はないとした)。

9) 我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店、1964年)444頁。

10) 最判昭41・11・18民集20巻9号1886頁(自動車の衝突事故で、自動車の運転手の使用者であるタクシー会社が、乗客に支払った賠償金を基準に、もう一方の自動車の運転者に求償した事例)。

11) 最判昭63・7・1民集42巻6号451頁(自動車の衝突事故で、被害者に全額を賠償した自動車所有者が、衝突したもう一方の自動車の運転手の使用者に対して、自己の損害の賠償と求償を求めた事例)。最判平3・10・25民集45巻7号1173頁(共同不法行為者の複数の使用者間での求償で負担部分の定め方が争点となった事例)及び前掲注6)最判平10・9・10も、負担部分超過型求償の準則を述べている。

12) 大判大6・5・3民録23輯863頁。前掲注6)最判平10・9・10は、絶対的な免除が認められた場合には、他の連帯債務者はもはや被害者から残債務を訴求される可能性がないからという理由で、和解による支払額を基準とした求償を認める。この結論は、絶対的な免除により縮減した全債務額を基準とする割合型求償処理と同じになる。

て、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するとき」とされた（436条）。前段は、不可分債務の要件から「当事者の意思表示」による場合を除外することで（428条）不可分債務と連帯債務を給付の可分・不可分で区別することになったことに対応し、連帯債務が性質上可分な給付（通常は金銭支払）を内容とすることを示す。後段は、広く法令の規定または当事者の意思表示によって連帯債務が生じることを明示する。

## ② 絶対的効力事由の縮減

1(1)で素描した議論状況をふまえて、改正は、連帯債務者の一人に対して生じた事由が債権者と他の連帯債務者にも影響を及ぼす絶対的効力事由を、弁済及びそれに類するものや更改・相殺・混同に限った（438～441条）<sup>13)</sup>。そのため、改正前に不真正連帯債務として旧規定の適用が回避された履行の請求・債務の免除・消滅時効の完成には、改正後の441条の相対的効力の原則が適用あるいは類推適用<sup>14)</sup>されて、改正前の判例準則による結論とほぼ一致することになる。債務の免除や消滅時効の完成の効力は他の連帯債務者に影響を及ぼさないから、他の連帯債務者が弁済等の免責行為を行った場合には、免除を得たり時効が完成していた連帯債務者に求償できる。この趣旨を確認する規定（445条）が新設された。

契約自由の原則により、絶対的効力事由を追加する合意もその当事者間では有効である（441条ただし書）<sup>15)</sup>。とりわけ連帯債務者の一人に対する

13) 弁済の絶対的効力については、明文の規定はないが、連帯債務の一倍額性から当然の帰結と解される。代物弁済、供託などは弁済と同視される。相殺、更改、混同も弁済に類する性質から説明できると考えられたのが、条番号と若干の文言修正のみで旧規定が存続した主要な理由である。四で論じるとおり、この改正案になるまで、更改と混同の案は、複雑な経緯を経た。

14) 法律に「連帯して」あるいは「連帯債務者とする」という規定がされていれば、436条が「法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは」という文言を加えたことから、連帯債務の規定が適用されることになる。これに対して、不法行為責任が競合する場合には、この要件をみたまないので、解釈により連帯債務に準じた扱いをする類推適用となる。この区別に関連する問題点は後述する。

15) たとえば、上述の例において、GとS<sub>1</sub>がS<sub>2</sub>に対する請求がS<sub>1</sub>にも効力を及ぼすという合意をすれば、S<sub>2</sub>に対するGの請求はS<sub>1</sub>に対しても効力を生じる。これに対して、

履行の請求が他の連帯債務者に対する履行の請求の効力を生じる旨が、連帯債務を発生させる契約の特約として、使われるようになると予想される。

### ③ 負担割合型求償の明示

連帯債務者間の求償権につき、紆余曲折の結果、「その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、」という負担割合型を明確に示す文言が加えられた。

### ④ 通知義務の限定

事前三後の通知義務の両方において、求償が制限される要件として、「他の連帯債務者があることを知りながら」を追加した(443条)。他に連帯債務者がいることを知らなければ、通知義務を負わず、求償権は制限されない。

## 三 問題状況と分析

### 1 負担割合型求償と判例準則

問題は、不真正連帯債務の概念が改正後にどうなるのかである。改正前に問題になった絶対的効力事由の多くは相対的効力に変更された。改正前に不真正連帯債務と考えられた場合において、債務者の一人が債務の一部を弁済したとき、442条を適用して他の債務者に求償できるのかが残った中心問題である。同条は負担割合型であることが明確になっており、改正前の負担部分超過型求償の判例準則が、改正により修正されたのか、という問い方もできる。

二1(1)で示した例を用いて2つの求償型の結論の違いを確認しておく

- 
- ∨ 合意がないGとS<sub>2</sub>の間では、S<sub>1</sub>に対する請求はS<sub>2</sub>には影響しない。契約による連帯債務の場合には、通常、連帯債務を発生させるGとSらの契約の中に特約として合意がされるだろうから、一部の当事者にしか合意がないという事態はほとんど生じないであろう。441条ただし書が「別段の意思を表示したとき」と表現したのは、法律の規定によって成立する連帯債務の場合をも含ませるためである。

う。S<sub>1</sub>とS<sub>2</sub>がGに対する100万円の不真正連帯債務を負い、その負担部分は均等としておく。この場合において、S<sub>1</sub>がGに40万円を支払ったとき（ケース[1]とする）と80万円を支払ったとき（ケース[2]とする）を考える。442条の負担割合型求償によれば、弁済額の1/2が基準となるから、ケース[1]でもケース[2]でもS<sub>1</sub>はS<sub>2</sub>に求償ができ、ケース[1]で20万円が、ケース[2]で40万円が求償元本額となる。これに対して、判例の負担部分超過型求償によれば、弁済額が負担部分額50万円を超えないと求償できないからS<sub>1</sub>はケース[1]では求償できず、ケース[2]では負担部分額を超える30万円を求償元本額としてS<sub>2</sub>に求償できる<sup>16)</sup>。

GがS<sub>1</sub>の残債務を免除しない限り、ケース[1]で60万円、ケース[2]で20万円の連帯債務がG S間に残ることは、求償の型とは関係がない<sup>17)</sup>。

## 2 見解の対立

細部のニュアンスまで考慮すると見解の対立は複雑であるが、おおむね次のように整理できよう。説の名前は、一見してわかるように筆者が付けてみたもので必ずしも一般的ではないのでご注意ください。

### ① 不真正連帯債務概念廃棄説（略称：廃棄説）

これは潮見佳男<sup>18)</sup>に代表される見解で、不真正連帯債務概念は立法によ

16) 残債務の全部免除がされれば、弁済額が連帯債務額と等しくなるので、負担割合型求償と同じ結論になると思われる。前掲注 6) 最判平10・9・10及び注 12) を参照。

17) その後にS<sub>2</sub>が残債務全額（ケース[1]で60万円、ケース[2]で20万円）を弁済したときについて本文では記述が煩雑になるのでこの注で述べる。負担割合型求償によれば、ケース[1]で30万円、ケース[2]で10万円がS<sub>2</sub>のS<sub>1</sub>に対する求償元本額となる。最初の弁済によるS<sub>1</sub>のS<sub>2</sub>に対する求償が未履行だとすれば、2つの求償債権の相殺によりケース[1]でS<sub>2</sub>のS<sub>1</sub>に対する10万円の債権が、ケース[2]でS<sub>1</sub>のS<sub>2</sub>に対する30万円の債権が残る。負担部分超過型求償によれば、ケース[1]では10万円がS<sub>2</sub>のS<sub>1</sub>に対する求償元本額となる。ケース[2]ではS<sub>2</sub>は求償できない。いずれの求償型によっても、Sらの最終的な負担額が50万円ずつであることは変わらない。

18) 潮見・前掲注 2) 586-587頁・602-603頁。同『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）112-113頁・117-118頁、同『プラクティス民法 債権総論〔第5版補訂〕』（信山社、2020年）572-573頁・583頁、同『債権各論Ⅱ不法行為法〔第4ノ

り廃棄されたとみる。潮見によれば、改正後の連帯債務は、従来の不真正連帯債務を連帯債務の標準モデルとして広く適用できるようにしたものであり、その結果、連帯債務と不真正連帯債務を区別する意味はなくなった。求償については、442条がすべての連帯債務に適用されるべきである。すなわち、負担部分超過型求償については積極的な理由づけがなかった。真正連帯も不真正連帯も、債権者に対する関係で連帯債務者間に相互保証機能が認められる点に着目すれば、求償権の構造に違いがあってはならず、改正前から等しく負担割合型求償とされるべきであった。こうした理解を前提に、潮見は、規範の内容や構造を説明するために不真正連帯債務という概念を用いたり、これを独自のものとして維持することは無用であるばかりかかえって有害である、とまで述べる。

改正の趣旨について、この見解に従うものが少なくないが、潮見以上の理由づけはほとんど見られない<sup>19)</sup>。

## ② 不真正連帯債務不要説（略称：不要説）

これは立法担当者及び内田貴に代表される見解<sup>20)</sup>で、連帯債務についての改正全体の趣旨は①の廃棄説と同じであり、不真正連帯債務概念を用い

版]」（新世社、2021年）192頁もあるが、以下では、最も詳しい前掲注2）による。

- 19) 野澤正充『事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（日本評論社、2017年）280-281頁、同『債権総論〔第2版〕』（日本評論社、2017年）143頁、前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為〔第3版〕』（弘文堂、2017年）151頁・166頁・167頁・169頁、福田誠治「多数当事者の債権・債務(2)」潮見佳男ほか編『詳解 改正民法』（商事法務、2018年）230頁以下、山田誠一「多数当事者の債権および債務（保証債務を除く）」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅱ 債権総論・契約(1)』（商事法務、2018年）172頁、池田真朗『新標準講義民法債権総論〔全訂3版〕』（慶應義塾大学出版会、2019年）126頁、堀竹学=吉原知志『新民法の分析Ⅲ 債権総則編』（成文堂、2019年）149-151頁〔吉原〕、松岡久和ほか『新ブリエール民法3〔第2版〕』（法律文化社、2020年）150頁〔福田健太郎〕、松岡久和=中田邦博編『新・コンメンタール 民法（財産法）〔第2版〕』（日本評論社、2020年）1252頁〔若林三奈〕。本稿末尾の補注も参照。
- 20) 筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）119頁注3、内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権〔第4版〕』（東京大学出版会、2020年）456-466頁。

る必要はなくなつたとみる。ただ、共同不法行為の場合については、特則として負担部分超過型求償を認める解釈の余地があるとする。

求償等の例外について解釈の余地があることを示し両論併記で結論を明示しないものも含むと、この不要説が廃棄説と並んで多い<sup>21)</sup>。

### ③ 個別規定考慮説

これは中田裕康に代表される見解<sup>22)</sup>で、改正法のもとでも、合意による連帯債務とは異なるものを示す「器」として不真正連帯債務概念は否定されておらず、類型形成の可能性が開かれているとみる。中田は、法令の規定によって生じる連帯債務について、当該規定の趣旨から、連帯債務の規定とは異なる問題処理が可能であるとして、いくつかの例を検討している。慎重にも断定はしないが、共同不法行為においては、被害者保護の観点から、履行の請求及び免除の絶対的効力、求償の要件、負担部分の定め方などの修正がありうるとする。

不真正連帯債務をめぐる改正前の議論が改正によっては否定されていない、ということのみを主張し、求償要件や不真正連帯債務論には触れないものを含めると、個別規定考慮説に属するものも少なくない<sup>23)</sup>。

21) 中倉寛樹『債権法 債権総論・契約』（日本評論社、2018年）511-512頁、石田剛ほか『債権総論』（日本評論社、2018年）166頁〔齋藤由起〕、窪田充見『不法行為法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）466-467頁、松岡＝中田・前掲注19）『新・コンメンタール 民法（財産法）〔第2版〕』719-720頁〔工藤祐巖〕、松岡久和ほか編『改正債権法コンメンタール』（法律文化社、2020年）322頁・338頁〔寺川永〕、日本弁護士連合会編『実務解説改正債権法〔第2版〕』（弘文堂、2020年）198頁、角紀代恵『債権総論〔第2版〕』（新世社、2021年）235-236頁、野村剛司「連帯債務者の1人による一部弁済後の求償関係」潮見佳男ほか『Before/After 民法改正〔第2版〕』（弘文堂、2021年）213頁、磯村保『事例で押さえる民法改正債権法』（有斐閣、2021年）209-210頁、伊藤榮寿「連帯債務」森田宏樹監修『ケースで考える債権法改正』（有斐閣、2022年）143頁。

22) 中田・前掲注4）542-543頁・550頁。

23) 赤坂務「連帯債務」金法2028号（2015年）41頁・43頁、債権法研究会編『詳説改正債権法』（金融財政事情研究会、2017年）148-150頁・154頁〔赤坂務〕、中田裕康ほか『講義債権法改正』（商事法務、2017年）173-175頁〔沖野真巳〕、奥田昌道＝佐々木茂美『新版債権総論中巻』（判例タイムズ社、2021年）592-598頁、石田剛「共同不法行為者間における求償権の成立要件」秋山靖浩ほか編『債権法改正と判例の行方』（日本評論社、2021年）

#### ④ 不真正連帯債務存続説(略称:存続説)

これは平野裕之に代表される見解<sup>24)</sup>で、一部他人の債務でありその保証債務にすぎない真正の連帯債務と、全部自己固有の債務でありそれが併存競合している全部義務=不真正連帯債務では、付従性や求償の根拠が構造的に異なるとして、不真正連帯債務概念は必要で改正後も存続するとする。具体的に、混同の絶対効を否定し、負担部分超過型求償の判例準則を維持し、遅延損害金の付く時期も442条2項の「免責があった日以後」ではなく、催告の翌日からとする判例(前掲注6)最判平10・9・10)を支持する<sup>25)</sup>。

### 3 分 析

#### (1) 多層の論点

前節のとおり見解が複雑に対立しているが、多くの論点が層として重なっているためであると思われる。① 根本的には、多様なものを含む広義の連帯債務を1つのものとして理解するのか、狭義の連帯債務と不真正連帯債務を2つの別のものと解するかの対立である<sup>26)</sup>。② 法制審議会民法(債権関係)部会(以下、「部会」と略す)は不真正連帯債務の扱いを決めたと理解するのか解釈の余地を残したとみるのかという立法過程の評価も分かれる。③ 各説において、法令の規定による連帯債務(436条)がどういうものを指し、不真正連帯債務とどういう関係にあるのかが必ずしも明らかでない。④ 各説が想定している不真正連帯債務概念自体にも微妙な

---

ㄨ年)146頁(負担割合説に傾く)、大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための逐条解説新債権法』(有斐閣、2021年)223-224頁。

24) 平野裕之『債権総論』(日本評論社、2017年)231-232頁、同『新債権法の論点と解釈』(第2版)(慶應義塾大学出版会、2021年)218-219頁。

25) 奥田=佐々木・前掲注23)598頁注10は、442条2項を共同不法行為者間の求償権に適用しても719条の趣旨に沿わないということはない、と平野とは反対の見解を主張する。ただ、いずれも積極的な理由づけは示していない。

26) 伊藤・前掲注21)130-131頁・140-143頁は、連帯債務一元論と連帯債務二元論としてこの2つを対比している。

ずれがあり、それに対する態度も異なってくる。⑤ 絶対的効力事由の中でさらに例外的処理をする必要なものがあるか否か。解釈の余地があるとか個別規定の趣旨次第であるというだけでは例外処理の大きさがわからず、解決の方向は見えてこない。⑥ 求償の2つの処理の優劣の問題は、態度決定に大きな影響を及ぼす重要な素材であるが、議論がまだ乏しい。この問題で負担割合型求償を支持すれば、民法の規定を適用しない例外はきわめて少なく、類型というほどのまとまりは出てこないかもしれない。⑦ 求償につき例外を認めるのが共同不法行為に限ったものなのか、もっと一般的なものなのかによっても、例外の幅は異なってくる。

## (2) 整 理

前節であげた論点のうち、②の立法過程の検証と⑥⑦の求償関係の問題は、かなりの紙数を要するので、四以下で取り上げることにし、ここではそれ以外の点について、簡略に検討し、整理する。

### (a) 連帯債務像

連帯債務像には決め手が乏しい。潮見は、二元的な連帯債務体系を批判し、比較法的な動向を考慮して統一的な連帯債務をモデルとし、特別の合意による絶対的効力事由の追加で真正の連帯債務をも十分カバーできるとみる<sup>27)</sup>。しかし、契約関係が存在する当事者間では特約による修正は可能であるが、そのような関係にない当事者間においては、修正ができない。ヨーロッパ契約法原則（PECL）は契約関係についてのみ規律しているので契約関係がない場合の参考にはならない。連帯債務のローマ法淵源自体が契約に基づく共同連帯と損害賠償債権の競合する単純連帯を区別していたのであり、不法行為を含む共通参照枠草案（DCFR）は、わずか1項ではあるが損害賠償債務の連帯の場合に特則を置いている（Ⅲ.-4:109(3)）<sup>28)</sup>。

---

27) 潮見・前掲注2)584頁・587頁。

28) 「複数の債務者が同一の損害について連帯責任を負う場合には、債権者が完全な賠償

他方、平野は連帯債務と不真正連帯債務は構造上別だと主張するが、相互保証機能からの求償権の説明は可能である。両者に共通点があるからこそ、明治民法も2017年改正も広義の連帯債務としてまとめることができたのである。次述するように、法令の規定による連帯債務には、不法行為により債務が発生する場合も含めて多様なものがあるから、これを二分して、民法の規定が適用されるものとそうでないものにきれいに区分することはできないように思われる。

#### (b) 法令の規定による連帯債務と不真正連帯債務

ここでは、論点の③④をまとめて検討する。法令が連帯債務を発生させる法律の規定を検索すると<sup>29)</sup>、「連帯して」という文言で表現する法律が107あり、197の条項がある。「連帯債務とする」という文言で表現する法律が22あり、47の条項がある。さらに、民法の連帯債務の規定を、絶対的効力事由を外して、明文で準用する国税通則法8条と地方税法10条がある。

例を付しておおまかな整理をする。「連帯して、」という規律では、連帯意思が擬制されると解することができる場合もある(470条・761条、商511条1項)。それ以外では、複数人が税金・納付金の納付義務や返還義務等を負う場合(税徴33条)、複数人が原因者として共同で損害賠償責任を負う場合(鉱業109条2～4項)、使用者責任に類似した場合(健保58条2項)など

---

を越えて賠償を受けることがないようにするために必要な限度でのみ、(1)の定めによる免責が認められる。この場合において、免除又は和解の当事者でない連帯債務者は、免除又は和解の当事者である債務者が負担部分を履行していない限度で、その債務者に対する求償権を失わない」。訳文は、クリスチャン・フォン・バルほか編 窪田充見ほか監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則』(法律文化社、2013年)142頁。

29) まず模範六法2022(三省堂)CD版で「連帯」をキーワードとして全文検索してみたが、ノイズが多い検索結果をみて、キーワードを「連帯して、」と「連帯債務者とする」に代えて検索し直した。その検索結果を整理・点検し、e-GOV 法令検索(<https://elaws.e-gov.go.jp/>)で同様に、法律のみを対象として全文検索し、先ほどの結果に足した(2022年1月末)。その際、連帯保証など連帯債務の発生原因ではないもの及び附則は除外した。

である。いずれも複数人が共同行為によって債務を負うことになる場合を想定しているように思われる。

これに対して、「連帯債務者とする」は、共同行為者以外の者の個別責任が競合しうる場合を想定しているように思われる。たとえば、一般社団法人法24条は、「設立時社員、設立時理事又は設立時監事が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立時社員、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする」とする。これは、同法26条が「一般社団法人が成立しなかったときは、設立時社員は、連帯して、一般社団法人の設立に関してした行為についてその責任を負い、一般社団法人の設立に関して支出した費用を負担する」とすることとは意識的に書き分けられている。

以上のように法令の規定による連帯債務には、契約による連帯債務に近いものから、共同不法行為に類するもの、さらには複数債務の競合の場合まで、かなり幅の広いものが含まれる。さらに、従来、不真正連帯債務が成立するとされたものの中には、責任無能力者の監督義務者と代理監督者の損害賠償債務、法人と理事の損害賠償債務、被用者と使用者の損害賠償債務、複数の使用者の損害賠償債務、動物占有者と保管者の損害賠償債務、盗人の不法行為に基づく損害賠償債務と盗まれた受寄者の債務不履行に基づく損害賠償債務、履行補助者の不法行為による損害賠償債務と債務者の債務不履行による損害賠償債務、不法行為者の損害賠償債務と保険会社の保険金支払債務などの組合せがあり、これらを法令の規定による連帯債務に含めるのは難しい<sup>30)</sup>。連帯債務の規定を類推適用する場合には解釈による修正の余地が大きい。

---

30) 窪田・前掲注21) 467-468頁はこの趣旨と思われる。潮見・前掲注18)『民法（債権関係）改正法の概要』113頁もこの場合には類推適用または準用になるとする。

(c) 絶対的効力事由の修正可能性

① 相 殺

相殺は絶対的効力事由であることが維持された。連帯債務者からの相殺は、悪意の不法行為の場合及び人の生命身体侵害による場合に制限を受けるから(509条)、それ以上に相対的効力とする必要はないだろう。

② 更 改

更改を絶対的効力事由として残すか否かについては、案が揺れて最終案までもつれた。

絶対的効力事由として維持されたのは、次の理由である<sup>31)</sup>。更改後も旧債務が存続するのは債務消滅原因としての更改の性質と整合せず、債務消滅という弁済と同様の絶対的効力を認めてもよい。中間試案が相対的効力としたのは、更改制度そのものに対する消極的評価があったからだが、国際的な金融取引では使われている。旧債務を存続させたいのであれば代物弁済契約を結べばよい。更改の絶対的効力を維持して旧債務を消滅させその効果を他の連帯債務者にも及ぼすことは、債権者の意思にも反しない、と。免除は相対的効力事由になったが、免除者の意思次第で、連帯債務者全員を免除することも可能である。この場合の免除の意思の認定と同様に、更改をする意思の認定を慎重に行えば、不法行為に基づく損害賠償債務の更改においても不都合は生じないだろう。

③ 混 同

混同については、中間試案において、相対的効力事由とすることが提案されていた<sup>32)</sup>。その後、絶対的効力事由を維持する案に転換した。混同を

---

31) 中間試案後の第77回会議に提出された部会資料67B (<https://www.moj.go.jp/content/000118483.pdf>) 1-3頁は、迷いつつ、更改を相対的効力事由にする考え方を維持したが、第77回会議での議論を経て、第92回会議に提出された部会資料80-3 (<https://www.moj.go.jp/content/000118483.pdf>) 8頁は絶対的効力事由に転換した。理由づけのまとめには第77回会議での発言を加味している。

32) 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明」(2013年。以下「中間試案の補足説明」と略す。<https://www.moj.go.jp/content/000110387.pdf>)

絶対的効力事由とした理由は、混同を生じた債権者に全額の請求を認めただうえで弁済者から負担部分につき受領者に対する求償がされる、という迂遠な求償を回避することが妥当であるとの考え方であった。迂遠な求償回避の方法には、負担部分の限度で絶対的効力を認めるという考え方もあった（中間試案に注記された別案。「負担部分絶対的効力説」という）。「しかし、混同が生じた場合には、債権者は連帯債務者の一人としての地位も有するに至っており、この地位に基づいて、他の連帯債務者の無資力のリスクも負担するのはやむを得ない（民法第444条参照）」と考えられた<sup>33)</sup>。そのため、混同により弁済をしたものとみなされ、分割された求償関係のみが残るとの旧438条の内容は維持され、条数が440条に繰り下がっただけになった。

混同が債権譲渡・債務引受・契約上の地位の移転などに基づいて生じる場合には、当事者の事前の合意による修正が可能であるが、相続の場合にはそのような修正もできない。相続の場合において、損害賠償債権に責任保険が付されているとき（前掲注10）の最判昭41・11・18）、及び損害賠償債権と保険金請求権が連帯債務となるときは、損害填補という被害者保護の要請を重視して、被害者の債権が消滅しないとする例外扱いを行う理由がある。平野の見解は十分成り立つ<sup>34)</sup>。

↘191-192頁、196頁。

33) 第77回会議に提出された部会資料67A (<https://www.moj.go.jp/content/000118482.pdf>) 13-14頁。もっとも、具体例に当てはめると、444条を的確に反映するのはむしろ負担部分絶対的効力説ではないかとの疑いがある。GがS<sub>1</sub>～S<sub>3</sub>の3人に対して900万円の損害賠償債権を有しており、Sらの負担部分は平等であったという例で説明する。GがS<sub>1</sub>を相続して混同が生じた場合、①相対的効力説では、G=S<sub>1</sub>は、S<sub>2</sub>・S<sub>3</sub>のいずれにも900万円の全額を請求できる。S<sub>2</sub>がGに900万円を弁済して、G=S<sub>1</sub>とS<sub>3</sub>にそれぞれ300万円を求償するとき、S<sub>3</sub>が無資力であれば、S<sub>2</sub>はさらにG=S<sub>1</sub>に150万円の分担請求ができる。②絶対的効力説では、債務全部につき弁済されたものとみなされ、G=S<sub>1</sub>がS<sub>2</sub>・S<sub>3</sub>にそれぞれ300万円を求償できる。これは分割債権となり、S<sub>3</sub>が無資力であるときは、G=S<sub>1</sub>が回収不能リスクを全額負担することになろう。③負担部分絶対的効力説では、S<sub>1</sub>の負担部分300万円についてのみ債務が消滅し、S<sub>2</sub>及びS<sub>3</sub>はG=S<sub>1</sub>に600万円の連帯債務を負うことになる。S<sub>3</sub>の無資力のリスクはS<sub>2</sub>が全額負担することになろう。

34) 平野・前掲注24)『新債権法の論点と解釈〔第2版〕』219頁。中間試案前の第1分科ノ

## 四 立法過程の検証

### 1 潮見の論拠

廃棄説を主張する潮見は、中間試案補足説明192頁・198頁及び部会資料67Aの2頁・16頁の説明を根拠に、連帯債務と不真正連帯債務の区別をなくすることが当然の前提とされていたとする。また、改正法が負担割合型求償ルールを採用した点を捉えて改正後も不真正連帯債務の概念の有用性が残るのではないかという指摘を強く批判し、部会の委員・幹事には、指摘のような理解をしていた者は皆無だとする<sup>35)</sup>。

通知を怠った連帯債務者の求償の制限(443条)につき「他の連帯債務者があることを知りながら」という要件が加わったことは、不法行為責任が競合するなど不真正連帯の場合を想定したものであるとの論拠もあげられている<sup>36)</sup>。

### 2 検 討

潮見は、連帯債務の求償につき、一般的に負担割合型求償が妥当であると主張し、そのことも統一的な連帯債務像の論拠としている。この点は次の五での検討をふまえて判断するので、以下は、立法過程を検証することに集中する。結論を先に述べれば、中間試案における連帯債務像が異論なく支持されていたとは考えられない。

#### (1) 当初の検討内容

改正は、法定債権法を直接の検討の対象としていなかった。部会での検

---

↘会の時点では混同は絶対的効力とすることが提案されていたが、不真正連帯債務に絶対効を適用することへの反対として、この趣旨の発言があった。第1分科会第3回議事録(<https://www.moj.go.jp/content/000099316.pdf>) 53-54頁 [中井康之委員]。

35) 潮見・前掲注 2) 587頁注65・66。

36) 潮見・前掲注 2) 611頁, 福田・前掲注 19) 235頁, 堀竹=吉原・前掲注 19) 151頁。

討において最も参照された民法改正検討委員会の案は、不真正連帯債務不要論を述べつつ、不法行為については将来の議論に委ねることを基本姿勢としていた。民法全般の改正を論じた民法改正研究会の案は、約定連帯債務につき詳細な規定を置いたうえで、法律の規定による連帯債務に、その性質が許す限りで準用するものとしていた<sup>37)</sup>（案433条）。

すなわち、連帯債務を2類型に分ける理解が通説的であったため、当初の議論では、それを前提に、請求の絶対的効力を相対的効力に改めるか否か、「協働関係」により絶対的効力と相対的効力を分けることはできないかが中心的な論点であった。相殺と混同の絶対的効力事由は維持され、更改・免除・時効の完成については両論併記であった。求償については改正前の負担割合型求償をより明確に定める案が提示された。もっとも、絶対的効力事由を絞っていけば、不真正連帯債務と連帯債務の差異は求償関係だけになる可能性があり、求償関係を負担部分超過型に改めるとの検討もありうると示唆されていた<sup>38)</sup>。

## (2) 議論の最初の転回

第43回会議や第1分科会第3回会議でも、連帯債務を不真正連帯債務に近づけていく議論のしかたに反対の意見が多かった<sup>39)</sup>。しかし、実務では契約による連帯債務はほとんどみられず、多くの例がある不真正連帯債務の場面をむしろ中心に据える方向を示唆する意見があった<sup>40)</sup>。そこで、原則を相対的効力で統一し、合意で絶対的効力を認めるものとするとの案が

---

37) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅲ』（商事法務、2009年）381頁・385-386頁・391頁（とくに【3.1.6.06】<5>）、民法改正研究会『民法改正国民・法曹・学会有志案』法律時報増刊（日本評論社、2009年）180-183頁（案433条）。

38) 部会資料36（<https://www.moj.go.jp/content/000094816.pdf>）7-17頁・20-22頁。

39) 第43回議事録（<https://www.moj.go.jp/content/000099091.pdf>）13頁・20頁〔岡正晶委員〕、20頁・24頁〔松本恒雄委員〕。第1分科会第3回議事録（<https://www.moj.go.jp/content/000099316.pdf>）52頁〔中井康之委員〕。

40) 前注・第43回議事録23頁〔内田貴委員〕。

提示された。さらに求償についても、負担割合型の古い判例(前掲注12))に疑問が呈されたことから、負担部分超過型の判例(前掲注11))に沿ったものに転換することが提案された<sup>41)</sup>。第66回会議では異論も出たが、求償の規律も合意で負担割合型にできるということから、中間試案はこの提案を基本とした<sup>42)</sup>。

### (3) 議論の再度の転回

中間試案の後、更改・混同は、絶対的効力事由として維持されることになった(三3(2)(c))。求償に関連しても、不真正連帯債務と結び付いていた負担部分超過型を維持することには反対があり、立法によって連帯債務の規律が整理されたとしても、不真正連帯債務の議論は続くとの見方があった<sup>43)</sup>。求償の規定は最終的に負担割合型に戻った<sup>44)</sup>(そのことの当否は五で論じる)。もはや不真正連帯債務を連帯債務のモデルとして論じる前提は成り立たなくなった。

事前・事後の通知義務に「他の連帯債務者があることを知りながら」という要件が加わったのは、事前の通知制度を単純廃止すると、善意の第2弁済がつねに有効とみなされ遅い者勝ちになってしまう不都合を回避するためである。2項は、先の弁済等が有効であることを原則とし、事後通知の懈怠により先の弁済者が弁済の有効を主張できなくなる場面を、他に連帯債務者がいることを知っているときに限定した。そして、事前通知制度が存続することになり、1項の事前通知と2項の事後通知の体裁を同じに

---

41) 前掲注39)第43回議事録35-36頁[山野日章夫幹事]、部会資料55(<https://www.moj.go.jp/content/000106098.pdf>)1-4頁。

42) 第66回議事録(<https://www.moj.go.jp/content/000111380.pdf>)8頁[内田委員]、前掲注32)中間試案の補足説明190-198頁、199-201頁。

43) 第77回議事録(<https://www.moj.go.jp/content/000118478.pdf>)14・15頁[中井委員]、14頁[佐成実委員]。

44) 第77回会議に提出された前掲注33)部会資料67A15-17頁では負担部分超過型求償案が維持されていたが、第92回会議に提出された前掲注31)部会資料80-3の9頁で負担割合型求償案に変更され、これが最終案となった。

するため、1項にも「他の連帯債務者があることを知りながら」を加えることにした<sup>45)</sup>。以上の議論は、必ずしも不真正連帯債務を前提とはしていない。

#### (4) 小 括

以上の経緯をみれば、不真正連帯債務概念の有用性を支持する見解はたしかに見られなかったが、不真正連帯債務をモデルとして連帯債務の規定を再編し、解釈の余地を残さないところまで部会での了解が得られていたわけではない。法令の規定による連帯債務の多様性（三三(2)(b)）からみて、不真正連帯債務の一部を含む連帯債務が広く対象になることまでは肯定できるが、だからこそ解釈による修正は留保されたと考えるべきである。

## 五 求 償 要 件

### 1 議 論 状 況

#### (1) 負担部分超過型求償

負担部分超過型求償の提案理由は、負担部分は各自の固有の義務であるとの理解に基づき、負担部分を超える出捐をして初めて他の連帯債務者に求償できることと、不真正連帯債務者間の求償に関する判例（前掲注11）に従うことの2点である。部会の議論では、豊富な議論の蓄積がされていないなかで、不真正連帯債務をモデルとするほうがコンセンサスを得られやすいのではないかということが補足された<sup>46)</sup>。

これに対して、不真正連帯債務に合わせることを原則とする立論自体を批判したうえ、負担部分超過型では、連帯債務者間の負担に不均衡が生じ

---

45) 前掲注 32) 中間試案の補足説明202-203頁、前掲注 31) 部会資料80-3の9-10頁。なお、「過失のある連帯債務者」が「その連帯債務者」に修正されたことの説明は部会資料83-2 (<https://www.moj.go.jp/content/000126620.pdf>) 14-15頁。

46) 前掲注 41) 部会資料55の3-4頁、前掲注 42) 第66回議事録7頁 [川嶋知正関係官]。

るとの反対があった。また、一部弁済をしても求償ができるかどうか不安であれば、弁済の督促の点で問題がある旨の指摘もあった<sup>47)</sup>。

中間試案は、上記の理由で負担部分超過型求償を提案し、反対説を注記した<sup>48)</sup>。中間試案に対するパブリック・コメントでは、負担割合型求償を支持する方がやや多かった<sup>49)</sup>。しかし、その後も、負担部分超過型求償に改正する案が維持された。その理由として先の理由に追加して次のように説く<sup>50)</sup>。負担部分を超えていない段階で一部弁済で求償を認めれば、その分債権者に対する履行にあてられるべき財産が求償にあてられることになりかねず、債権の効力を強化しようとした連帯債務の趣旨に反する。現実に連帯債務に該当するのは不真正連帯債務が多く、その裁判例に従うほうが、実務上より頻繁に生じる連帯債務関係の処理に合致する。負担部分超過型求償によれば、弁済する者が、他の連帯債務者の無資力リスクを負担することになって公平でないとの批判がある。しかし、連帯債務制度が債権の効力を強化しようとした目的からすると、連帯債務者の一人の無資力のリスクは、むしろ他の連帯債務者(＝一部弁済者)が負担するべきである、と。

これに対しては、連帯債務者間では負担割合として負担を考えており、判例もそうである。債権者は、求償をした連帯債務者から、残債務の請求ができるから、必ずしも無資力リスクを負うわけではない、と反論がされた<sup>51)</sup>。

## (2) 負担割合型求償への回帰

負担割合型求償への回帰が提案され、これを前提とする法律関係について

---

47) 前掲注42) 第66回議事録7頁・8頁・10頁 [中井委員]、8頁 [松岡久和委員]。

48) 前掲注32) 中間試案の補足説明199-200頁。

49) 部会資料64-5] (速報版。 <https://www.moj.go.jp/content/000118484.pdf>) 15-18頁、部会資料71-4 (<https://www.moj.go.jp/content/000119457.pdf>) 15-17頁。

50) 前掲注33) 部会資料67A15-17頁。

51) 前掲注43) 第77回議事録15-16頁 [中井委員]。

て議論はあったが、反対はなく、これが最終案となった<sup>52)</sup>。その理由は簡素である。一部求償を認める方が各債務者の負担を公平にするし、自己の負担部分を超えなくても求償を認めることで連帯債務の弁済が促進され、債権者にとっても不都合は生じないと考えられるという。

### (3) 改正後の学説

債務者保護の観点から442条1項をそのまま適用することに疑問を留保する見解及び改正には触れず、442条適用によれば求償が繰り返されるとして、負担部分超過型求償の判例に賛成するものがある<sup>53)</sup>。

石田剛は、両説の対立点を、「負担部分を超えない一部弁済をした加害者の求償を認めることによって、被害者がその後、求償を受けるべき他の加害者に残額の請求をする際に摺取対象としうる責任財産の分量を目減りさせることの是非」にあるとして、無資力リスクの分配の分析を深める<sup>54)</sup>。まず、共同不法行為の加害者間にある緊張関係を考慮すると、被害者が早期の和解による一部賠償でも満足することはありうる、とする。そして、債権者が連帯債務者を選ぶ余地がないこと、事前の履行確保手段を講じることは困難なこと、債務者の責任財産の範囲は債権者がコントロールできないことなどから、石田は、負担割合型求償に傾く。もっとも、解釈による求償権の制約は一種の制裁的不利益ともみられるが、共同不法行為の加害者間の求償一般にまで当然に妥当するとはいえないと迷い、例外を許容する場合の精緻かつ総合的な検討を要すると述べ、最終的な結論を留保する。

---

52) 前掲注31) 部会資料80-3の9頁、第92回議事録 (<https://www.moj.go.jp/content/001129009.pdf>) 26-33頁。

53) 前者は中舎・前掲注21) 512頁、石田ほか・前掲注21) 166頁〔齋藤〕、後者は吉村良一『不法行為法〔第5版〕』（有斐閣、2017年）269頁。

54) 石田・前掲注23) 144-146頁。

## 2 検 討

被害者が損害賠償の全額の弁済を受ける前に、一部弁済をした不法行為者が先に求償権を行使した場合には、被害者が他の不法行為者の無資力リスクを被るので、たしかに被害者保護の点で問題があるように思える。ただ、この問題点は、負担部分を超えて被害者に損害の一部を弁済した者が、被害者が他の連帯債務者に請求するのに先んじて求償した結果、求償された者が無資力になる場合にも、程度の差こそあれ妥当する。負担部分超過型求償を採用しても、この問題点は根本的に解決するわけではない。さらに、被害者の損害賠償債権の行使と一部弁済をした連帯債務者の求償権の行使が競合した場合も、被害者には按分弁済しか受けられない不利益が生じうる。

問題点の根本的な解決は、債権者平等を否定または修正することである。原債権者が一部弁済による一部代位をした者より優先するとの判例準則が改正により民法に書き込まれた(502条3項)。保険代位が生じる場合も被保険者債権の弁済が優先される(保険25条2項)。これらの基礎にある考え方の展開が期待される<sup>55)</sup>。

## 六 おわりに

多層の論点(三3(1))について結論を要約する。①民法の連帯債務規定は、多様なものを包摂し、広い適用可能性がある。②改正は民法の適用について解釈による修正を否定していない。③法令の規定による連帯債務と不真正連帯債務は範囲が一致しない。④不真正連帯債務概念は、そのような修正を許す連帯債務を指す結果となるが、場面が非常に限られる

---

55) 不法行為被害者に一般的な優先権(先取特権)を与えることには、筆者は消極的である。債権の優先効を根拠づけうる要件(原財産権またはその代償財産の価値が債務者の下に残っていること)が、損害賠償債権には欠けているからである。松岡久和『担保物権法』(日本評論社、2017年)399頁以下、とくに406頁の小括。

うえ、要件・効果を規定するものではない。この概念を使うとすれば中田のような意味を自覚するべきである。⑤混同については解釈により相対的効力を認める余地がある。⑥求償については負担割合型をそのまま適用して差し支えなく、被害者保護は、原債権と求償権の優劣問題として検討する方がよい。⑦法令の規定による連帯債務にも多様なものがあり、それに含まれない全部義務競合についても、むしろ連帯債務規定を制限的に類推適用するという考え方に近親感を抱く。

注19) についての補注 校正時に福田誠治「保証委託関係や連帯債務関係における求償権の範囲」駒澤法学18巻2号（2018年）72-73頁・94頁以下が本稿の扱っている問題をも論じていることに気付いた。同論文で、福田は、注19)『詳解改正民法』所収の論文と異なり、改正では442条の射程が明確になっていなかったと解するように読める。共同保証関係との対比で連帯債務を論じるというこの論文に本格的に応接することは補注では行えないので他日を期すことにする。

**【追記】** 松本克美先生とは、30歳前後に、民主主義科学者協会法律部会の研究会で初めてお会いしたと記憶している。報告レジュメに村上春樹の小説の題名が借用されていて新鮮な驚きを感じた。ファッションブルな人である。教育の面でも、パワーポイントでわかりやすいレジュメを作成されていて学生に親切である。同僚としても何でも気軽に話し合えることがありがたい。本稿は、予定していた原稿が掲載できない事情が生じて、12月から書き出したものであるが、授業で生じた疑問を松本先生とやりとりしたメールが元になっている。松本先生には深く感謝を申し上げ、今後ともご教示を賜ようお願いする。